

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成29年12月19日(火)  
午前9時55分～午前10時35分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 相澤 祐司 副委員長 大友 康信  
委員 齋 浩美 委員 荒川 洋平  
委員 小野 泰弘 委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席をした者の職氏名 生活経済部長 菊池 博幸  
建設部長 森 孝雄  
震災復興部長 手嶋 日出彦  
生活経済部次長兼 大久保 啓二  
商工観光課長  
建設部次長兼土木課長 山田 隆  
都市計画課長 馬場 浩一  
復興まちづくり課長 郷内 秀稔  
生活経済部企画員兼 浅野 美保子  
商工観光課長補佐兼  
企業誘致係長  
建設部企画員兼 村上 諭  
土木課長補佐  
都市計画課長補佐兼 菊地 浩幸  
市街地まちづくり係長

復興まちづくり課 伊藤政文  
復興住宅班長  
都市計画課技術主幹兼 佐藤 恭  
公園係長  
土木課庶務・管理係長兼 宇津井 亮  
地籍調査係長

6 事務局職員 事務局 局長 小野寺 俊  
議事調査係長 高橋 一暢  
主 事 後藤 法子

## 7 付議事件

- (1) 議案第111号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (2) 議案第112号 名取市道路占用料条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第113号 名取市公共物管理条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第114号 名取市都市公園条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第115号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第128号 指定管理者の指定について
- (7) 陳情第11号 飯野坂四丁目地内の側溝等の改良整備を求める陳情
- (8) 陳情第12号 市道箱塚1号線の側溝及び歩道整備を求める陳情
- (9) 陳情第13号 市道鹿東線の拡幅整備に関する陳情

- (10) 陳情第14号 市道山神線及び市道成田線の道路拡幅に関する陳情
- (11) 陳情第15号 市道飯塚成田線の着工・完成に関する陳情
- (12) 陳情第16号 市道鹿島草倉田線の着工・完成に関する陳情
- (13) 陳情第17号 美田園地区における道路冠水対策についての陳情

午前9時55分 開会

○委員長（相澤祐司） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長、建設部長及び震災復興部長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第111号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回の法改正で、新たにそれぞれの市町村及び都道府県で地域経済牽引事業の促進に関する基本計画を作成するという事で、既に70の計画が国の同意を得ているとのことですが。

基本計画作成のスケジュールはどうなっているのか、伺います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（浅野美保子） 今法律改正に伴う基本計画については、県が市町村に賛同を呼びかけ、県が代表して作成しております。

既にことしの11月に県に書類を提出し、県から国に提出しております。口頭ではありますが、12月中には同意を得られるという情報を得ています。

○委員長（相澤祐司） 菊地委員。

○委員（菊地 忍） 今回の法改正の趣旨は、成長性の高い新たな分野に取り組んでいこうということなのですが、本市の成長性の高い新たな分野を含めた

計画になっているのか、内容を少し教えてください。

○委員長（相澤祐司） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（浅野美保子） 基本計画には市として2分野提出しています。ひとつが成長ものづくり分野、もうひとつが農林水産・地域商社分野ということで提出しています。

○委員長（相澤祐司） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（大久保啓二） 若干補足させていただきますが、そのほかに、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野や環境・エネルギー分野なども地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律では、取り組みを支援するとされているところですが、総合的な部分ということであり、県の対応にあわせて本市も対応していきたいと考えているところです。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 基本計画の中で、本市としてどういった分野を特に成長分野として位置づけて企業立地を促進していこうとしているのか、考え方を伺います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（大久保啓二） この法律は、これまでの企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律と違い、多分野にまたがるということもあります。企業誘致の考え方は、これまでの取り組みと大きく変わるところはありませんが、その多分野に本市としてこれからどのように取り組んでいくのかについては、これから総合的に庁内で検討していくものと捉えています。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） ほかに質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたし

ます。

これより議案第111号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第112号 名取市道路占用料条例の一部を改正する条例から議案第114号 名取市都市公園条例の一部を改正する条例までを一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 国土交通省において3年ごとに見直しをしているということでの今回の改正になるのかと思いますが、県では、平成29年2月定例会で、同内容の議案提出があり、4月1日から施行しています。本市はそれから1年おくれとなります。市としては、今後も3年間隔で見直していく考え方なのか。県では3年前に条例を改正して、ことしまた改正していますので、見直しの考え方について、伺います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） 考え方ですが、占用料の単価改正については、平成21年2月定例会において否決となった経過があります。市としては、国での施行後、他自治体の状況や財政状況を勘案しながら、提案時期を判断するとしてきたため、他市町村の状況がおおよそ把握できる期間を設ける意味もあり、1年おくれで施行したいということです。

○委員長（相澤祐司） 菊地委員。

○委員（菊地 忍） 県は平成29年4月1日に施行しています、現在、市内では県道と市道の占用料が異なっています。市としては、今後も3年ごとに改正していく考え方なのか、伺います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、建設部長。

○建設部長（森 孝雄） 本会議でも述べたとおり、国が3年に一度、おそらく固定資産税評価額の評価がえが3年に1度であるからだと思いますが、そのようなスケジュールになっています。

土木課長が答弁したように、本市においてはいろいろな事情があるため、他市の事例を見ながら1年おくれの3年ごとに改正したいと考えています。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 今回、この条例改正によって影響額が1,600万円ほどになりますが、増収分の使途に関してあくまで市全体の予算の中に組み込まれるのか、土木分野へ配当されるのか、考え方を教えてください。

○委員長（相澤祐司） 答弁、建設部長。

○建設部長（森 孝雄） 土木課としては、道路の維持管理に充てたいと考えますが、予算については財政当局で配当を行うこととなります。

○委員長（相澤祐司） 大友委員。

○委員（大友康信） では、それぞれの条例改正などで増収になった分は個別に配当されるのではなく、増収分を含めた市全体の予算から配当されるということでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、建設部長。

○建設部長（森 孝雄） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） ほかに質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第112号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第112号 名取市道路占用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第113号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第113号 名取市公共物管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第113号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第114号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第114号 名取市都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第114号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（相澤祐司） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第115号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第128号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第128号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第111号から議案第115まで、及び議案第128号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

暫時、休憩をいたします。

午前9時10分 休憩

---

午前9時11分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

次に、付議事件の（7）陳情第11号 飯野坂四丁目地内の側溝等の改良整備を求める陳情から（13）陳情第17号 美田園地区における道路冠水対策についての陳情までを一括議題といたします。

陳情7カ件に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、報告書案7カ件について書記をして説明をいたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（後藤法子） [資料1により説明をなした]

○委員長（相澤祐司） ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。

暫時、休憩をいたします。

午前10時31分 休憩

---

\*休憩中の要旨

- ・ 陳情第13号及び陳情第17号について、文言の整理を行った。
  - ・ 陳情第17号について、7段落目中「阿武隈川下流流域下水道」と8段落目中「県南浄化センター」の表記を統一することとした。
-

午前10時34分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、休憩中の協議のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午前10時35分 散会

平成29年12月19日

建設経済常任委員会

委員長 相澤祐司